

⚠️ ご注意いただきたいこと

1. ご契約時にお申し出いただく事項(告知義務)について

ご契約者または被保険者になる方は、申込書の記載事項についてご契約時にお申し出いただく義務(告知義務)があります。特に、次の【告知していただく項目】、割増・割引等や特約に関する項目等について、ご契約者または被保険者になる方の故意、重大な過失により、事実をお申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知していただく項目】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 保険の対象の所在地 | ⑤ この保険契約の保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された、この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約または共済契約の有無 |
| ② 建物【※】等の種類・用法・面積 | 【※】 保険の対象が動産の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。 |
| ③ 建物【※】等内で行われる職業(作業)の種類・業務および作業規模 | |
| ④ 機械警備(火災監視)の実施状況 | |

既に他の保険契約等で同種の補償・特約等のご契約がある場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまう場合がございますのでご注意ください。

2. ご契約後にご連絡いただく事項(通知義務)について

(1) ご契約者または被保険者は申込書に記載された上記【告知していただく項目】の①から④などに変更が発生した場合には、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(2) 次の事項の発生により保険の対象の危険増加が生じ、保険の対象がこの保険の引受範囲でなくなった場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

- ① 保険の対象の所在地が日本国外となった場合 ② 建物の用途を変更し、ご契約いただける場合に該当しなくなった場合

(3) 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用法が店舗、事務所等の場合において、次の事項が発生したときに、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失により、あらかじめご連絡いただけなかったときには、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 建物の構造または用途を変更する場合 ② 保険の対象を他の場所に移転する場合
③ 上記【告知していただく項目】の①から④、割増・割引等や特約に関する内容等に変更がある場合

(4) その他、次の事項等が発生した場合には、ご連絡ください。

- ① 譲渡・売却などにより建物の所有者の名義を変更する場合 ② ご契約者の住所または連絡先を変更する場合
③ ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合

3. 万一、事故が発生した場合について

(1) 事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。取扱代理店または当社へのご連絡が遅れた場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがあります。

(2) 賠償責任を補償する特約をご選択いただいた場合、賠償事故にかかわる示談交渉につきましては、必ず当社とご相談のうえ、交渉をすすめてください。事前に当社にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4. その他

(1) 損害保険契約者保護機構について

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、解約返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。なお、地震保険契約はすべてのご契約が補償対象となります。(詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。)

(2) 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。

(3) 保険料をお支払いいただいた際には、当社所定の保険料領収証を発行いたしますのでお確かめください。なお、お振込、クレジットカード払、口座振替等により保険料をお支払いいただいた場合は、特別なお申し出のない限り、保険料領収証の発行は省略させていただきますのでご了承ください。また、ご契約の日から1か月経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。

(4) このパンフレットは、普通火災保険(一般物件用)+追加補償特約(一般物件用)/施設賠償責任補償特約(普火・一般用)の概要を説明したものです。詳細は「普通保険約款および特約集」等をご覧ください。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談

事故受付センター
0120-210-545 受付時間:24時間365日

保険に関するお問い合わせ

お客様相談室
0120-333-962 受付時間:9:00~12:00 13:00~18:00
(月~金曜日(祝日・休日および12月31日~1月3日を除く))

⚠️ ご注意 住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください ⚠️

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または当社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

お問い合わせ先

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル TEL 03-5216-6111 (代表)

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>

SEK-1101-2304-0011 F0240-00-31 2305

信頼される安心を、社会へ。

SECOM
セコム損保



企業財産の保険

安心ビジネスプラン

普通火災保険(一般物件用)+追加補償特約/施設賠償責任補償特約

店舗、事務所等の火災保険

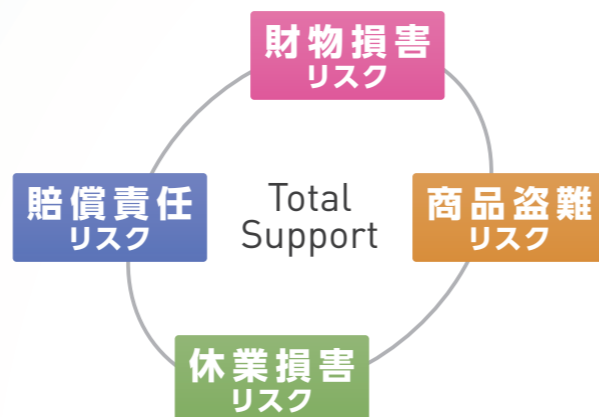


事業を取りまく
4つのリスクを、
まとめて補償。



企業のリスクを 1契約で まとめてカバー。

事業活動を取りまくリスクを
トータルにサポートする
セコム損保の
企業向け火災保険。



3つの特長

1 ニーズに適した補償が選べます。
企業の補償ニーズは千差万別だから。セコム損保なら、シンプルな「基本補償」を軸に、多彩な特約ラインアップから、事業内容にフィットする補償を自由にお選びいただけます。

2 条件をカスタマイズできます。
各補償の「免責金額(自己負担額)」や「支払限度額」を幅広い選択肢の中から設定することで、保険料を抑えることが可能です。

3 各種割引が充実しています。
リスク状況やご契約規模などに応じて、さまざまな割引制度を適用し、保険料を削減できる場合があります。例えば…。次ページをご覧ください。

充実の割引で、保険料を削減。

セキュリティ割引 >> 火災監視機能を有する機械警備により
最大約30%割引

リスク評価割引 >> 5つのリスクチェック結果により
最大約30%割引

大規模割引 >> 1申込書の合計保険金額10億円以上*のご契約で
*特約部分を除く
約15%割引

例えばこんなに! コスト削減事例

A社様の保険料例 割引前 1,069,000円*

セキュリティ割引適用で >> **-110,000円**

リスク評価割引適用で >> **-80,000円**

大規模割引適用で >> **-133,000円**

合計 約30%コスト削減! 割引後 746,000円

さらに! 追加補償特約の免責金額・支払限度額の設定で、
保険料を抑えることが可能です。

*【割引前の保険料試算条件】
■保険の種類:普通火災保険(一般物件用)+追加補償特約(一般物件用) ■建物所在地:東京 ■保険の対象:建物
■建物の構造:1級構造 ■合計床面積:5,000㎡ ■職作業:事務所 ■保険金額:10億円 ■免責金額:水災、電氣的・機械的の事故、不測かつ突発的な事故⇒1万円、これ以外⇒なし(0万円) ■保険期間:1年間 ■支払方法:一括払い

! 上記割引率は条件によって異なります。
*上記割引の詳細については、「保険料の割引について(P.13-14)」をご参照ください。

セコム損保は組み合わせ自在。ニーズに適した補償をお選びいただけます。

ご希望の補償に印を付けてご検討ください。


財物損害リスク


賠償責任リスク


休業損害リスク


商品盗難リスク

普通火災保険(一般物件用)
 基本補償
▶P.5-6


火災



落雷



破裂・爆発


風災・雹災・雪災


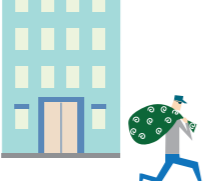
追加補償特約
(一般物件用) ▶P.7-8


車両または航空機の衝突等



給排水設備の事故等による水濡れ



騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為


さらに選べる!

盗難



水災


電氣的・機械的事故


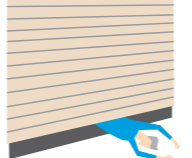
不測かつ突発的な事故



施設賠償責任補償特約
(普火・一般用) ▶P.9-10

例えばこんなとき…

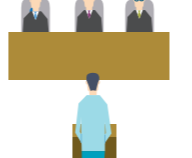
店舗のガス爆発で
通行人を死傷させた


陳列商品が落下し
お客さまを死傷させた


シャッター降下時に
お客さまを下敷きに…


自転車で配達中に
他人にケガをさせた


さらに選べる!

初期対応費用・訴訟
対応費用補償特約


見舞金
補償特約



人格権侵害
補償特約



漏水による施設賠償
責任補償対象外特約


エレベーター・エス
カレーターによる施設
賠償責任補償対象
外特約

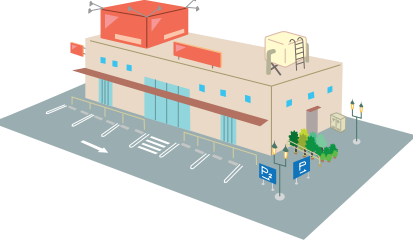

休業損失補償特約
注2 ▶P.11


例えばこんなとき…

落雷により建物が破損、
休業したため売上が減少した


営業施設で食中毒が発生、
休業したため売上が減少した


その他の補償
(特約等)

敷地内屋外設備・
装置一括補償特約(時価・実損払)


借家人賠償責任
補償特約


**基本補償に
自動セット
される補償**

臨時費用保険金
 残存物取片づけ費用保険金
 地震火災費用保険金
 火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用)

修理付帯費用保険金
 失火見舞費用保険金
 損害防止費用

▶P.5-6

商品・製品等盗難危険補償特約
注2 ▶P.11

例えばこんなとき…

店舗から商品を盗難された


飲食店から原材料を盗難された


借家人賠償責任
補償特約


▶P.12

注1 対象とする施設が所定の業種等の場合にお選びいただけます。また、延床面積(区分所有・賃貸の場合は専有・借用面積)が165㎡未満の小売店・飲食店の場合、「店舗賠償責任補償特約(P.12)」もお選びいただけます。
注2 「休業損失補償特約」、「商品・製品等盗難危険補償特約」は、追加補償特約(一般物件用)をセットした場合に限りお選びいただけます。

財物損害 リスク

基本補償 普通火災保険(一般物件用)

※詳細については、P.17、20をご参照ください。

に備える

火災をはじめとするさまざまな事故による損害に、しっかり備えます。

お支払いの対象となる事故

次の事故により「保険の対象」に損害が生じたとき、損害保険金をお支払いします。

1

火災、落雷、破裂・爆発

火災 落雷 破裂・爆発*1

*1 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

2

風災・雹災・雪災

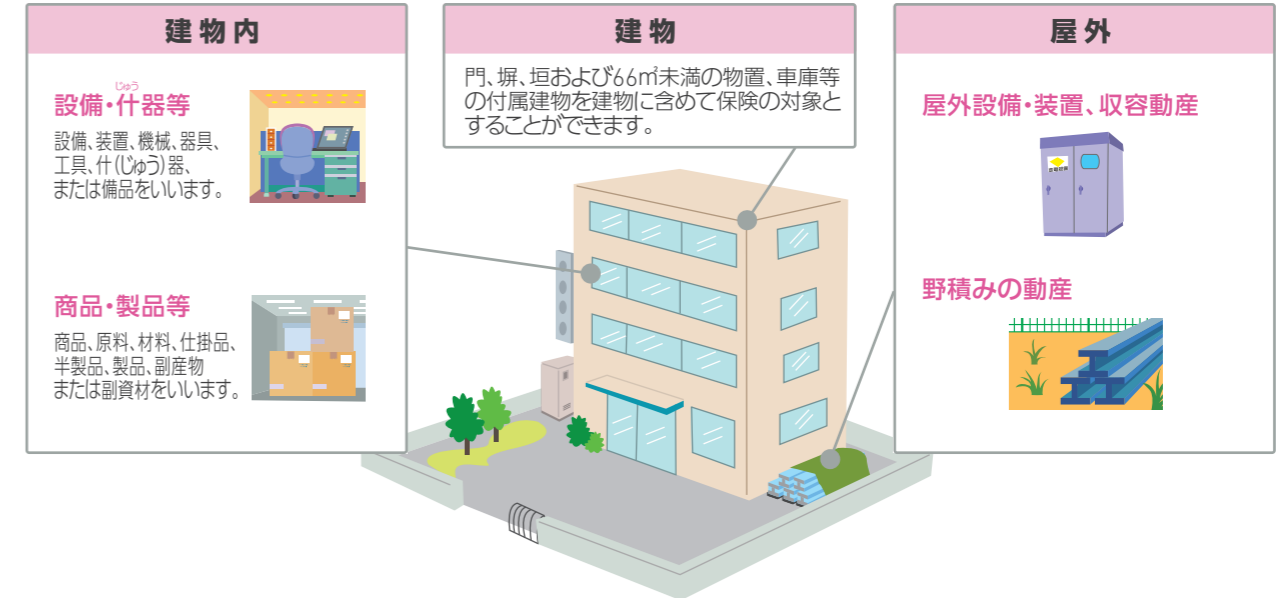
風災・雹災・雪災*2

*2 1敷地内につき20万円以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

保険の対象

次のものを保険の対象とすることができます。

対象物件は、店舗、事務所等です。
建物、屋外設備・装置および動産を保険の対象としてご契約いただけます。



ご注意ください

- ※1 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん) その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限りません。
- ※2 次の(1)～(7)の物件について「風災・雹(ひょう)災・雪災」の補償は対象外としておりますのでご注意ください。
 - (1) 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のもの)とその収容動産
 - (2) ゴルフネット(ボールを含みます。)
 - (3) 建築中の屋外設備・装置
 - (4) 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - (5) 海上に所在する建物とその収容動産および海上に所在する設備・装置
 - (6) 屋外にある商品・製品等(原材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材)
 - (7) 自動車(道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まません。)
- ※3 家財を保険の対象に含むこともできますが、これに追加補償特約(一般物件用)等の補償をセットすることはできません。
- ※4 屋外設備・装置内収容動産、野積みの動産等は、追加補償特約(一般物件用)および敷地内屋外設備・装置一括補償特約(時価・実損払)の保険の対象とすることはできません。

自動セットされる補償

損害保険金に加えて、こんな費用も補償されます。
※詳細については、P.17、20をご参照ください。

臨時費用保険金

「1、2」の事故で損害が発生したとき、損害保険金に加えて、損害保険金の30%(500万円限度)をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

「1、2」の事故の際、清掃費用等、残存物を取片づけるためにかかった費用をお支払いします。



地震火災費用保険金

地震、噴火、津波による火災によって「保険の対象」に一定の損害が生じたとき、お支払いします。



修理付帯費用保険金

「1」の事故により受けた損害を復旧するために支出した費用をお支払いします。
※居住用部分にかかわる費用は除きます。



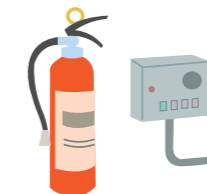
失火見舞費用保険金

ご契約物件から発生した「火災、破裂・爆発の事故」で、近隣など第三者の所有物に損害を与えた場合にお支払いします。
※煙損害・臭気付着損害を除きます。



損害防止費用

「1」の事故の際、損害の発生または拡大を防止するために支出した費用のうち、所定のものについてお支払いします。
(例: 消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用など)



火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用)

「火災、破裂・爆発、盗難の事故」により保険の対象に保険金が支払われる場合に、お客さまが危険軽減のために新たに支出された費用を最高50万円までお支払いします。

財物損害 リスク

選べる!

追加補償特約 (一般物件用)

※詳細については、P.17、21、22をご参照ください。

⚠️ ご注意ください

個人所有の建物のうち、建物所有者が居住する場合など非事業用途部分を含むものおよび個人所有の家財を保険の対象に含む場合、この特約はセットできません。

に備える

盗難から水災、電氣的・機械的事故まで、ニーズに合わせて、自由に補償が選べます。

お支払いの対象となる事故

追加補償特約 (一般物件用) をセットすると、次の事故が補償対象に追加されます。

3 は必ずセットされ、4 5 6 7 はそれぞれ任意で選択可能です。

3 車両または航空機の衝突等^{※1}

給排水設備の事故等による水濡れ^{※2}

騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為

さらに選べる! ニーズに合わせて補償対象を追加できます。(いくつでも選択可)

4 盗難^{※3※4}

5 水災

6 電氣的・機械的事故^{※5}

7 不測かつ突発的な事故^{※1}

臨時費用保険金

残存物取片づけ費用保険金

5 水災事故の補償について

水災補償について、床上浸水等の条件はありません。免責金額を超える損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。

6 電氣的・機械的事故の対象について

追加補償特約 (一般物件用) における電氣的・機械的事故の支払対象は保険の対象である建物または屋外設備・装置のうち次の機械設備に限られます。

電氣的・機械的事故の対象となる機械、機械設備または装置	
設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和機器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、端子・導管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知装置、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター (ワイヤロープを含みます。)、エスカレーター (動く歩道を含みます。)、小荷物専用昇降機等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊り上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫 (冷凍機を含みます。)、湯わかし器、アイスクリームフリーザー、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備、小荷物専用昇降設備
駐車機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥償却設備、放送設備等
付属設備	上記各設備に付属する配線、配管、ダクト設備、基礎 (アンカーボルトを含みます。)、炉壁 (ボイラの炉壁を除きます。)、予備用の部品

⚠️ 電氣的・機械的事故の対象とならない機械、機械設備または装置について、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。

保険の対象

次のものを保険の対象とすることができます。

建物内

設備・什器等
設備、装置、機械、器具、工具、什(じゅう)器、または備品をいいます。

商品・製品等
商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

建物

門、扉、垣および66㎡未満の物置、車庫等の付属建物を建物に含めて保険の対象とすることができます。

屋外

屋外設備・装置

⚠️ ご注意ください

屋外設備・装置内収容動産、野積み動産等は、この特約の保険の対象となりません。

免責金額 (自己負担額) 下表をご参照ください。

万一事故が発生した際には、損害額から免責金額を差し引いた金額に対して損害保険金をお支払いします。

※3~7で補償する事故が発生した契約が満期を迎え、契約をご継続いただく場合は、新たに免責金額の設定や引き上げをさせていただきます。

〈免責金額の設定〉

事故の種類	免責金額 (自己負担額)					
	なし:0万円	1万円	3万円	5万円	10万円	20万円
給排水設備の事故等による水濡れ						
3 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為 車両または航空機の衝突等	○	○	○	○	○	○
4 盗難 (通貨・預貯金証書盗難を含む)						
5 水災						
6 電氣的・機械的事故	×	○	○	○	○	○
7 不測かつ突発的な事故						

支払限度額

万一事故が発生した際には、支払限度額を上限に損害保険金をお支払いします。支払限度額は補償危険のそれぞれに対して設定することができ、設定した金額に応じた割引が適用されます。

※7 「不測かつ突発的な事故」については、支払限度額を設定しても保険料の割引はございません。

⚠️ ご注意ください

- ※1 追加補償特約 (一般物件用) では、店舗総合保険における「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等」により生じた損害の補償を、3 「車両または航空機の衝突等」とそれ以外に分類しています。車両・航空機以外の物の衝突等による損害は、7 「不測かつ突発的な事故」をご選択いただかないと補償されませんのでご注意ください。
- ※2 3 「給排水設備の事故等による水濡れ」の補償は、給排水設備に生じた事故や被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故を原因とした水濡れ損害を補償するもので、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象になりませんのでご注意ください。
- ※3 4 「盗難」の補償は、商品・製品等は対象外です。商品・製品等の「盗難」を補償する場合、「商品・製品等盗難危険補償特約 (P.11)」が必要となります。
- ※4 4 「盗難」の補償は、通貨・預貯金証書の盗難損害に対しては、設備・什(じゅう)器等が保険の対象に含まれる場合のみ保険金をお支払いします。(設備・什(じゅう)器等が保険の対象 → 1事故・1敷地につき、業務用通貨は30万円限度、業務用預貯金証書は300万円または設備・什(じゅう)器等の保険金額のいずれか低い額が限度)
- ※5 6 「電氣的・機械的事故」の補償は、建物や屋外設備・装置が保険の対象に含まれている場合に選択可能です。

8

賠償責任 リスク

に備える

選べる!



施設賠償責任補償特約 (普火・一般用)

※詳細については、P.18、22、23をご参照ください。

⚠️ ご注意ください

個人所有の建物のうち、建物所有者が居住する場合など非事業用途部分を含むものおよび個人所有の家財を保険の対象に含む場合、この特約はセットできません。
*一部お引受けができない業務もございます。

所有、使用または管理する対象施設の構造上の欠陥や管理の不備、業務の遂行に起因して発生したさまざまな賠償責任リスクに備えます。

お支払いの対象となる事故

次の事故により、他人に損害を与えたとき、保険金をお支払いします。

施設を原因とする事故

対象施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

例えば...



店舗でガス爆発が起こり、お客さまや通行人が死傷した。治療費など1億円の賠償責任が発生。



陳列棚の上の商品が落下し、お客さまがケガをした。治療費など100万円の賠償責任が発生。

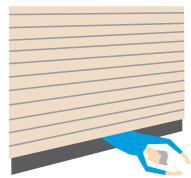


店舗駐車場内にある照明灯が整備不足により倒れ、お客さまに当たってケガをした。治療費など50万円の賠償責任が発生。

業務を原因とする事故

対象施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故

例えば...



シャッターを下ろした際、お客さまが下敷きに…。治療費など200万円の賠償責任が発生。



料理の配膳中にお客さまの衣服を汚してしまった。クリーニング代など1万円の賠償責任が発生。



出前中に自転車で通行人をひいてしまった。治療費など50万円の賠償責任が発生。

エレベーター・エスカレーターを原因とする事故※

エレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理に起因する偶然な事故

例えば...



スーパーマーケットのエレベーターが誤って作動し、子供が扉にはさまれケガをした。治療費等10万円の賠償責任が発生。



デパートのエスカレーターが急停止したことにより複数のお客さまが転倒してケガをした。治療費等300万円の賠償責任が発生。



事務所ビルのエレベーターで搬器が到着していないうちに扉が開いたため、お客さまが落下してケガをした。治療費等100万円の賠償責任が発生。

免責金額(自己負担額)

なし:0万円

支払限度額(1事故につき)

1,000万円

3,000万円

5,000万円

1億円

2億円

※エレベーター・エスカレーターを原因とする事故の補償を対象外とすることも可能です。

さらに選べる!

施設賠償責任補償特約(普火・一般用)にセットできます。(いくつでも選択可)



初期対応費用・訴訟対応費用補償特約(普火・一般用) …支払限度額 1事故につき1,000万円

事故が起きたとき、初期対応や訴訟対応を行うために支出を余儀なくされた次の費用を補償します。

1 初期対応費用

- 事故現場の保存、事故状況の調査およびその記録に要する費用 ● 事故原因の調査に要する費用
 - 事故現場の取片づけおよび清掃に要する費用
 - 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費等の費用
 - 通信費 ● 新聞等へのお詫び広告掲載費用または休業していることもしくは営業再開の予定を広告するための費用*
- *あらかじめ当社の同意を得たものに限りです。

2 訴訟対応費用

- 文書作成費用 ● 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- 意見書・鑑定書の作成費用 ● 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- 増設コピー機の賃借費用 ● 事故原因の調査に要する費用 ● 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費



見舞金補償特約(普火・一般用) …支払限度額 1事故につき1,000万円

対象施設内において発生した事故により、被保険者以外の者の身体の障害が生じた場合において、被保険者が見舞品の購入費用または弔慰金もしくは見舞金を支出したときの費用を補償します*。
*あらかじめ当社の同意を得たものに限りです。



人格権侵害補償特約(普火・一般用) …支払限度額 1名につき100万円、1事故につき1,000万円

対象施設内において発生した次の不当行為により第三者の人格権を侵害したとき、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

1 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損

例) 店員がお客さまを万引きと間違えて捕まえ、お客さまから名誉毀(き)損により訴えられた。

2 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

例) 許可なく、本人と分かる画像を掲示したことでプライバシー侵害により訴えられた。



漏水による施設賠償責任補償対象外特約(普火・一般用)

次の事故に起因する損害を補償対象から除外します。

- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、その他の器具からの蒸気・水の漏出・溢(いっ)出による財物の損壊
- スプリンクラーからの内容物の漏出・溢(いっ)出による財物の損壊



エレベーター・エスカレーターによる施設賠償責任補償対象外特約

対象施設内のエレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理に起因する偶然な事故を補償対象から除外します。

休業損害 リスク

に備える

選べる! 休業損失補償特約

※詳細については、P.19、24をご参照ください。

ご注意ください
個人所有の建物のうち、建物所有者が居住する場合など非事業用途部分を含むものおよび個人所有の家財を保険の対象に含む場合、この特約はセットできません。

さまざまな事故により施設の営業が休止したときに生じた損失を補償します。

お支払いの対象となる事故

次の事故により「保険の対象」に損害が生じ、営業が休止または阻害されたとき、保険金をお支払いします。



※P.19「お支払いする保険金について」をご参照ください。

ご契約金額の設定

保険金額は、対象となる事業所の「1日あたりの粗利益」で設定してください(1事業所あたり200万円が限度となります。)

約定復旧期間の設定

お支払いの対象となる期間である「約定復旧期間」を設定していただきます。約定復旧期間は、補償の対象となる事故にあった場合の復旧に要する期間を想定して、「1ヶ月」、「3ヶ月」、「6ヶ月」、「12ヶ月」の中からお選びください。

お支払いの対象となる損失

【粗利益】

例) 利益、従業員の給料、借入の返済、地代、家賃、テナント料

【休業日数短縮費用】

例) 復旧のための突貫工事の割増費用、営業再開のための仮店舗の賃借料、商品の緊急仕入のための割増輸送料

次のものが保険の対象に含まれます

- ◎建物等(この特約においては、保険証券記載の建物または屋外設備・装置をいいます。)およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(自動車等は除きます。)
- ◎建物等のうち、他人が占有する部分、建物等に隣接するアーケードおよびそのアーケードに面する建物等
- ◎建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- ◎建物等と配管・配線により接続している所定のインフラ事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している所定のインフラ事業者の配管・配線(日本国内のものに限ります。)

商品盗難 リスク

に備える

選べる! 商品・製品等 盗難危険補償特約

※詳細については、P.19、24をご参照ください。

ご注意ください
個人所有の建物のうち、建物所有者が居住する場合など非事業用途部分を含むものおよび個人所有の家財を保険の対象に含む場合、この特約はセットできません。

盗難により商品・製品等に損害が発生したとき、保険金をお支払いします。

※商品・製品等の盗難損害について補償を受けるには、P.7追加補償特約(一般物件用)「 盗難」に加えて、この特約をご選択ください。

【次に該当するものは補償の対象とすることができませんのでご注意ください】

自動車(道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車でない、同条第3項に定める原動機付自転車を含まない。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物、稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品



その他の補償(特約)等

その他の補償に関する特約

選べる! 敷地内屋外設備・装置一括補償特約(時価・実損払) ※詳細については、P.19、24をご参照ください。

この特約の明細書等に記載の敷地内に、被保険者所有の事業用屋外設備・装置を包括して契約することができます。

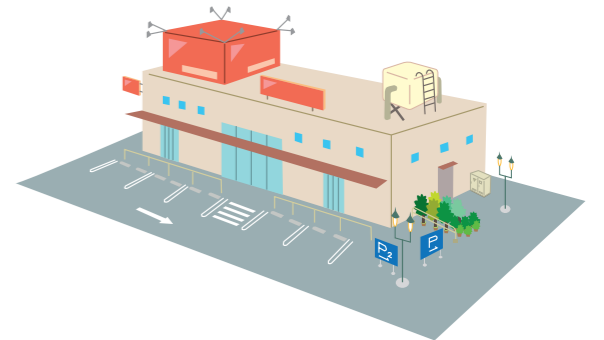
免責金額(1事故につき)

支払限度額(1事故につき)※

※1基につき100万円を限度とします。

〈保険の対象から除外される主なもの〉※

- ◆保険証券に明記されたもの ◆建築中の事業用屋外設備・装置
- ◆事業用屋外設備・装置内に収容されている動産
- ※上記は保険の対象の範囲から除外されるものすべてを記載しているものではありませんので、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。



ご注意ください
個人所有の建物のうち、建物所有者が居住する場合など非事業用途部分を含むものおよび個人所有の家財を保険の対象に含む場合、この特約はセットできません。

選べる! 店舗賠償責任補償特約 ※詳細については、P.19、24をご参照ください。

建物等の施設の所有、使用または管理に起因する事故、業務の遂行に起因する事故により、他人(被保険者以外の者)に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※生産物に起因する損害賠償責任は対象外となります。

◆対象の店舗:建物の延床面積(区分所有・賃貸の場合は専有・借用面積)が165㎡未満の小売店・料理飲食店(注:ガソリンスタンドおよびLPガス販売店を除く)

選べる! 借家人賠償責任補償特約 ※詳細については、P.19、25をご参照ください。

次の場合に保険金をお支払いします。

- 火災、破裂・爆発の事故を起こして借用した戸室が損壊したことにより、被保険者(テナントの借家人等)が建物オーナー(転賃人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
- 火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、借用戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為または盗難の事故により借用戸室に損害が生じた結果、被保険者が建物オーナー(転賃人を含みます。)との契約に基づいて自己の費用で修理した場合
- ※風災・雹(ひょう)災・雪災の事故のうち、風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借用戸室の外側の部分(借用戸室の外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

損害発生時の保険金のお支払い方法に関する特約

選べる! 価額協定保険特約 ※保険金額の設定については、P.26をご参照ください。

ご契約時に保険の対象の評価額を協定し、評価額に基づいて保険金額を設定するため、損害を被った際には保険金額を限度に建物の再築に必要な費用の全額をお支払いします。

〔条件〕 保険の対象の減価割合が5割以下(残価が5割以上)の建物にセットすることができます。

選べる! 新価保険特約 ※保険金額の設定については、P.26をご参照ください。

保険の対象に損害が生じた場合、再調達価額(新価)を基準に保険金をお支払いします。

〔条件〕 保険の対象の減価割合が5割以下(残価が5割以上)の建物、屋外設備・装置、設備・什(じゅう)器等にセットすることができます。*
※貴金属・美術品等・稿本等は対象となりません。

選べる! 付保割合条件付実損払特約

保険金額が保険価額の一定割合以上の場合、実損害額(保険金額限度)をお支払いします。

〔条件〕 保険の対象が1級構造の建物、または1級構造の建物に収容される設備・什(じゅう)器等である場合にセットすることができます。

お客さまのニーズにあった補償を最適な保険料でご契約いただくために、多様な保険料の割引制度をご用意しています。

火災監視機能を有する機械警備による割引

次の①②は、保険の対象である建物（保険の対象が動産の場合は、当該対象を収容する建物）について、警備業法第2条第3項に定める警備業者が行う、同法第2条第5項に定める機械警備業務（火災危険に対する監視があるものに限ります。）が施されており、かつ、有効に機能している場合に適用する割引です。

※常駐など、人的警備のみの場合には適用対象となりません。



① セキュリティ割引（③④⑤の割引と併用できます。）

以下を保険の対象に含んでいないご契約で、当社が定める職作業および構造級別に該当する場合にこの割引を適用します。

- ・建物所有者が居住するなど非事業用途部分を含む個人所有の建物
- ・個人所有の家財

※次の保険の対象にはこの割引を適用できません。
屋外設備・装置、屋外設備・装置内収容動産、野積み動産

建物の構造級別、職作業および機械警備による火災監視有効面積に応じて **最大割引率 約30%**

⚠️ ご注意ください

この割引を適用する場合は、申込書とともに「警備契約証明書」をご提出ください。当社の定める基準により、一定のリスク軽減効果が確認された機械警備に限ります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

② 機械警備割引（③⑤の割引と併用できます。）

上記①が適用できない保険の対象に適用します。ただし、野積み動産は適用対象外です。

保険料割引率は **最大約12%**

消火設備による割引

③ 消火設備割引（①②④⑤すべての割引と併用できます。）

建物、屋外設備・装置（保険の対象が動産の場合は、それらを収容する建物、屋外設備・装置）に、当社所定の条件に合致した消火設備が設置されている場合に適用する割引です。

<消火設備の例>
自動火災報知設備、屋内消火栓設備など

保険料割引率は消火設備の設置状況等に応じて
※消火設備の種類により
最大の割引率が異なります。 **最大約5～30%**

⚠️ ご注意ください

上記①～③の割引率は割引の効果が認められる部分の保険料に対して適用される最大の割引率です。ご契約全体の保険料に対する割引率ではありませんのでご注意ください。

保険の対象の立地・周辺環境や防火管理状況など、リスクチェックの結果にともなう割引

④ リスク評価割引（①③⑤の割引と併用できます。）

次の①～③の要件すべてに該当するご契約について、保険の対象の立地・周辺環境や防火管理状況など、所定の項目をチェックさせていただいた結果に応じて適用する割引です。

<割引適用の要件>

- ① 1申込書における1敷地内あたりの合計保険金額（特約部分を除く）が2億円以上のご契約であること
- ② 1敷地内あたりの過去2年間の損害率が低いこと（新築建物など純新規のご契約について、この項目は不問です）
（参考：「損害率」とは…損害保険会社等から支払われた保険金 ÷ 保険料）
- ③ 保険の対象に、「建物所有者が居住するなど非事業用途部分を含む個人所有の建物」「個人所有の家財」を含んでいないこと



リスクチェック項目の例

当該敷地内から最寄の公設消防までの距離は500m未満である。
指定喫煙所があり、かつ喫煙ルールが遵守されている。
従業員への防災教育・訓練を年1回以上行っている。
避雷針、アレスター等の設置を行い、落雷被害防止対策を講じている。
当該敷地内に常時（休日・夜間含む）人がいる体制になっている。 など

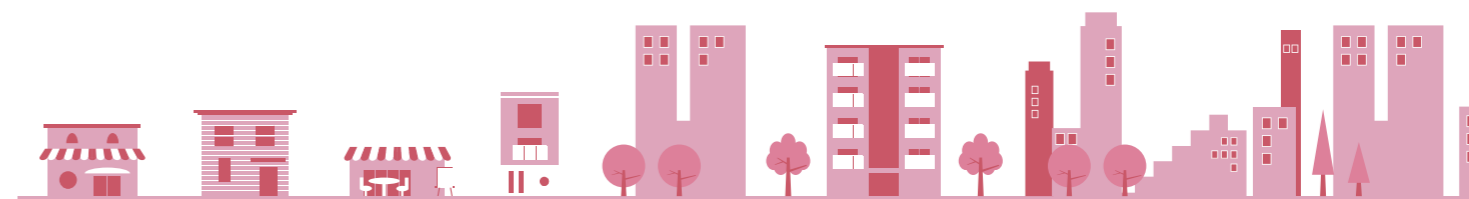
保険料割引率はリスクチェックの結果に応じて **最大約30%**

ご契約の内容に応じて適用できる割引

⑤ 大規模割引（①～④すべての割引と併用できます。）

1申込書における合計保険金額（特約部分を除く）が10億円以上のご契約に適用する割引です。

保険料割引率は **約15%**



地震保険について

店舗併用住宅(居住用部分のある建物とその収容家財)に対する火災保険をご検討のみなさまへ

地震保険もあわせてご検討ください!



地震保険の必要性について

地震による火災は、火災保険では補償されません。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波	×*	○
上記以外	○	×

*地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。



<お支払い例> 地震により火災が発生し家が焼失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された

地震保険に加入するには?

火災保険+地震保険

地震保険は、単独では契約できません。火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険 + 地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の途中でも地震保険を契約することができます。

地震保険の対象

居住用部分のある建物と収容家財

ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等(貴金属・宝玉石および宝飾品ならびに書画・骨董(とう)・彫刻物その他の美術品)、明記物件(稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの)には、地震保険をつけられません。

保険金額 火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内
 保険金額の限度額 建物:5,000万円・家財:1,000万円
 *分譲マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。
 *専用店舗・事務所などの建物および建物に収容される動産は対象となりません。

*大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができないことがありますのでご注意ください。

お支払いする保険金 損害の程度に応じて下表のとおり保険金をお支払いします。

損害の程度*	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	家財の損害額	
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の60%以上80%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上60%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)

*「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定については、地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うため一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います。

(注)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されます。(2022年10月現在)

地震保険割引制度

割引制度もご用意しています!!

所定の確認資料をご提出いただいた場合、住宅の耐震性能に応じて割引が適用されます。割引を適用するためには割引の種類によって、次に記載されている確認資料のコピーをご提出いただけます。

注:次の1~4の割引を重複して適用することはできません。

1 建築年割引

割引率 10%

昭和56年6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に適用します。

確認資料

- 「建物登記簿謄本」「建物登記簿権利証」「建築確認書」「検査済証」等の公的機関等*1が発行*2する書類
 - *1 公的機関等とは国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。
 - *2 「建築確認申請書」等の公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
- 宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」「不動産売買契約書」または「賃貸住宅契約書」
- 登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等(ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)

2 耐震等級割引

耐震等級	3	2	1
割引率	50%	30%	10%

建物の耐震等級(注)に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

(注)法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準。住宅性能評価機関が発行する所定の評価書等に記載されているもの。

確認資料

- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関*1により作成された書類のうち、耐震等級を証明した書類*2
- 「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類*3および「設計内容説明書」など「耐震等級」が確認できる書類
- 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書
 - *1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)
 - *2 例えば以下の書類が対象となります。
 - ・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
 - ・耐震性能評価書
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
 - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
 - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 など
 - *3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

3 耐震診断割引

割引率 10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物およびその収容家財について適用します。

確認資料

- 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号または平成25年国土交通省告示第1061号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類
- 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)

4 免震建築物割引

割引率 50%

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である建物およびその収容家財について適用します。

確認資料

- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関*1により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類*2
- 「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類*3および「設計内容説明書」など「免震建築物であること」が確認できる書類
- 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書
 - *1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)
 - *2 例えば以下の書類が対象となります。
 - ・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
 - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
 - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 など
 - *3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

■既にご加入の火災保険等において上記 1~4 割引を適用している場合は、次の書類を確認資料とすることができます。

確認資料

- 対象建物について、建築年割引、耐震等級割引(およびその耐震等級)、耐震診断割引、免震建築物割引が適用されていることが確認できる「保険証券」「保険契約証」「保険契約継続証」「契約承認書」「満期案内書類」「契約内容確認のお知らせ」またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データ*1
- 証券番号(契約を特定するための番号)、保険契約者、保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む)、建物の所在地・構造、保険金額および発行する保険会社*2の記載があるものをいいます。
 - 「満期案内書類」「契約内容確認のお知らせ」などを確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。

お支払いする保険金について

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
基本補償(普通火災保険)	① 火災、落雷、破裂・爆発 (気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ [保険金額または損害額のいずれか低い額が限度]
	② 風災・雹(ひょう)災・雪災(1敷地内につき20万円以上の損害が発生した場合) ※風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁・屋根、開口部等をいいます。) が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。	

自動セットされる補償(費用保険金等)	臨時費用保険金	損害保険金×30% [1事故・1敷地内につき500万円が限度]	
	残存物取片づけ費用保険金	実費 [損害保険金×10%が限度]	
	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災による損害が発生した場合 保険金額×5% [1事故・1敷地内につき300万円が限度]	
	保険の対象		普通火災保険(一般物件用)
	建物		半焼以上(建物主要構造部の損害が建物保険価額の20%以上または建物の焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上)
	屋外設備・装置		保険価額の50%以上が焼失
	設備・什(じゅう)器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が保険価額の50%以上	
	修理付帯費用保険金	実費 [1事故・1敷地内につき、その敷地内の総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度]	
失火見舞費用保険金	被災世帯数×20万円 [1事故につき保険金額×20%が限度]		
損害防止費用	$\text{実費} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ [実費または、[保険金額(保険金額が保険価額を超えるときは保険価額)－損害保険金]のいずれか低い額が限度]		
損害賠償請求権の保全・行使に要する費用	実費		
火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用)	火災、破裂・爆発、盗難の事故によって、次のいずれかの保険金が支払われる場合 ・上記①の保険金 ・追加補償特約(一般物件用)の保険金 ・商品・製品等盗難危険補償特約の保険金 ・敷地内屋外設備・装置一括補償特約(時価・実損払)の保険金	危険軽減のために損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出した費用 [1事故・1敷地内につき50万円が限度]	

追加補償特約(一般物件用)	③ 車両または航空機の衝突等 給排水設備の事故等による水濡れ 騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為	$(\text{損害額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ [保険金額または損害額のいずれか低い額が限度※] ※支払限度額を設定した場合、その額が限度となります。 盗難・業務用通貨・預貯金証書等の盗難損害について 設備・什(じゅう)器等を保険の対象に含む場合、次のものが盗難にあった際のお支払いする保険金の限度額は次のとおりです。 ■業務用通貨 1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下この特約において同様とします。)につき、1敷地内ごとに30万円を限度とし、その損害の額から免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、お支払いします。 ■業務用預貯金証書 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什(じゅう)器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額から免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、お支払いします。 ■1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉もしくは宝石または書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品等 保険証券に明記して保険の対象に含めた場合、1事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とし、その損害の額から免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、お支払いします。
	④ 盗難(商品・製品等は対象外) 保険の対象に設備・什(じゅう)器等が含まれる場合、業務用の通貨や預貯金証書も対象	
	⑤ 水災 (台風・暴風雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。))・落石等)	
	⑥ 電氣的・機械的事故 (対象となる機械、機械設備または装置は、P.7「電氣的・機械的事故の対象となる機械、機械設備または装置」を必ずご確認ください。)	
	⑦ 不測かつ突発的な事故	
	③⑦にセット可能な費用保険金	臨時費用保険金 損害保険金×30% [1事故・1敷地内につき500万円が限度] 残存物取片づけ費用保険金 実費 [損害保険金×10%が限度]

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額										
施設賠償責任補償特約(普火・一般用)	次の①②によって保険期間中に生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ① 対象施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 対象施設の用法に伴う保険証券記載の業務(対象施設内の駐車場運営を含みます。)の遂行に起因する偶然な事故 「漏水による施設賠償責任補償対象外特約」を選択いただいた場合は、給排水設備等からの漏水事故等に起因する損害賠償責任による損害は対象外となります。	損害賠償金の額－免責金額 [保険証券記載の支払限度額が限度] 上記に加えて協力費用、訴訟費用※等の所定の費用をお支払いします。 ※訴訟費用等の支払額について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合を訴訟費用等に乗じて得られた額をお支払いします。										
	初期対応費用・訴訟対応費用補償特約(普火・一般用) 施設賠償責任補償特約(普火・一般用)に定める事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊が保険期間中に発生した場合において、次の費用(収入の喪失を含みません。)に対して、保険金をお支払いします。 ① 初期対応費用 ・事故現場の保存、事故状況の調査およびその記録に要する費用 ・事故原因の調査に要する費用 ・事故現場の取片づけおよび清掃に要する費用 ・被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費等の費用 ・通信費 ・新聞等へのお詫び広告掲載費用または休業していることもしくは営業再開の予定を広告するための費用※ ※あらかじめ当社の同意を得たものに限りします。 ② 訴訟対応費用 ・文書作成費用 ・被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ・意見書・鑑定書の作成費用 ・被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ・増設コピー機の賃借費用 ・事故原因の調査に要する費用 ・被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費	1事故につき1,000万円が限度となります。										
見舞金補償特約(普火・一般用)	見舞金補償特約(普火・一般用) 施設賠償責任補償特約(普火・一般用)に定める事故により、他人の身体の障害が保険期間中に、対象施設内にて発生した場合において、被保険者がその対応のために見舞金等(見舞品の購入費用または弔慰金もしくは見舞金をいいます。以下同様とします。)を支出したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金をお支払いします※。 ※あらかじめ当社の同意を得たものに限りします。	1回の事故につき被害者1名について、下表の金額が限度となります。ただし、1事故につき1,000万円が限度となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害者が死亡した場合</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>被害者に後遺障害が発生した場合※</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>被害者が入院した場合※</td> <td>2万円～10万円</td> </tr> <tr> <td>被害者が通院した場合※</td> <td>1万円～5万円</td> </tr> </tbody> </table> ※後遺障害の程度、入院日数、通院日数等に応じて、お支払いします。	項目	支払限度額	被害者が死亡した場合	50万円	被害者に後遺障害が発生した場合※	50万円	被害者が入院した場合※	2万円～10万円	被害者が通院した場合※	1万円～5万円
	項目	支払限度額										
被害者が死亡した場合	50万円											
被害者に後遺障害が発生した場合※	50万円											
被害者が入院した場合※	2万円～10万円											
被害者が通院した場合※	1万円～5万円											
人格権侵害補償特約(普火・一般用) 施設賠償責任補償特約(普火・一般用)に定める事故に起因して、対象施設内で、被保険者または被保険者以外の者が保険期間中に行った他人に対する次に掲げる不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害	被害者1名につき100万円、1事故につき1,000万円が限度となります。											

お支払いする保険金について

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額												
休業損失補償特約	<p>次の①～③が原因で営業が休止または阻害された場合</p> <p>① 保険の対象に生じた、火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為、盗難または水災による損害</p> <p>② 施設における食中毒の発生または施設において製造・販売等を行った食料品に起因する食中毒の発生(所轄保健所長に届出のあったものに限り。)、食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における行政機関による営業の禁止その他の措置の実施</p> <p>③ 施設における感染症(特約に記載の感染症をいいます。)の発生(都道府県知事等に医師から届出のあったものに限り。)、感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における行政機関による消毒その他の措置の実施</p> <p>※ 風災・雹(ひょう)災・雪災の事故のうち、風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合に限り。</p>	<p>1. 休業日数×保険金額(日額) ただし、復旧期間内の売上減少高に当社の定める支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。</p> <p>2. 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の額 ただし、この追加費用支出によって減少できた休業日数×保険金額(日額)が限度となります。 ※ ③の保険金の額は、1施設・1契約年度ごとに500万円を限度とします。</p> <p>【休業日数】 休業日数は復旧期間内のものに限り、定休日を除きます。なお、次の損失の場合は、復旧期間から事故発生日を含む3日間を控除した残りの日数内の休業日数とします。 ・風災、雹(ひょう)災、雪災、水災による損失 ・保険の対象となる所定のインフラ事業者の占有する設備等が損害を受けた結果生じた損失</p> <p>【復旧期間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th> <th>期間</th> <th>限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>損害を受けた時から遅滞なく復旧した時まで(復旧に通常要する期間)</td> <td>契約時に定められた復旧期間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>行政機関による措置が開始した時から解除された時まで</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td>14日間</td> </tr> </tbody> </table>	原因	期間	限度	①	損害を受けた時から遅滞なく復旧した時まで(復旧に通常要する期間)	契約時に定められた復旧期間	②	行政機関による措置が開始した時から解除された時まで	30日間	③		14日間
原因	期間	限度												
①	損害を受けた時から遅滞なく復旧した時まで(復旧に通常要する期間)	契約時に定められた復旧期間												
②	行政機関による措置が開始した時から解除された時まで	30日間												
③		14日間												
危険補償特約 商品・製品等盗難	盗難によって商品・製品等に損害が発生した場合	$(\text{損害額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}^*}{\text{保険価額}}$ ※ 保険金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。 【注意】 次に該当するものは対象とすることができません。 自動車(道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まない。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物、稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物、書画、骨董(どう)、彫刻物その他の美術品												
時価実損 敷地内屋外設備・装置 括補償特約	P.17記載の基本補償(普通火災保険(一般物件用))①②*および追加補償特約(一般物件用)にて選択いただいた③～⑦の事故によって、この特約の明細書等に記載の敷地内に設置された、被保険者所有の事業用屋外設備・装置に損害が発生した場合 ※ ②の事故については、敷地内につき20万円以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。	損害額(時価額)－免責金額 [保険証券記載の支払限度額が限度] ※ 上記の計算は1敷地内ごとに行います。 ※ 損害の額は時価額によって定めます。 ただし、屋外設備・装置に生じた損害額は、1回の事故につき、1基ごとに100万円を限度とします。												
店舗賠償責任補償特約	保険期間中に日本国内で発生した次の①・②の事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ① 保険証券記載の被保険者が所有、使用もしくは管理する施設(この特約がセットされた保険契約の保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分および物をいいます。以下この特約において「施設」といいます。)に起因する偶然な事故 ② 施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故	損害賠償金－免責金額0円 [保険証券記載の保険金額が限度] 上記に加えて協力費用、訴訟費用*等の所定の費用をお支払いします。 ※ 訴訟費用等の支払額について、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合を訴訟費用等に乗じて得られた額をお支払いします。												
借家人賠償責任補償特約	次の①・②の場合 ① 火災、破裂・爆発の事故を起こして借用した戸室が損壊したことにより、被保険者(テナントの借家人等)が建物オーナー(転賃人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 ② 火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、借用戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為または盗難の事故により借用戸室に損害が生じた結果、被保険者が建物オーナー(転賃人を含みます。)との契約に基づいて自己の費用で修理した場合 ※ 風災・雹(ひょう)災・雪災の事故のうち、風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借用戸室の外側の部分(借用戸室の外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限り。	①の場合 損害賠償金 [保険証券記載の保険金額が限度] 上記に加えて協力費用、訴訟費用*等の所定の費用をお支払いします。 ※ 訴訟費用等の支払額について、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合を訴訟費用等に乗じて得られた額をお支払いします。 ②の場合 実費－免責金額3,000円 [300万円が限度]												

お支払いできない保険金について

保険金をお支払いできない主な場合	以下の内容は、保険金をお支払いできない全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。
<p>1 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・上記に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ・P.17記載の①②の事故および地震、噴火もしくは津波を原因とする火災の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によってP.17記載の①②の事故が生じた場合を除きます。 	
<p>2 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生したP.17記載の①②の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でもP.17記載の①②の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険の保険金、地震火災費用保険金は支払いの対象となります。) ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 	
<p>3 次のいずれかに該当する損害に対しては、P.17記載の①②の事故による場合を除き、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気的事故による炭化または熔融の損害 ・機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害 ・亀裂、変形その他これらに類似の損害 	
<p>4 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(P.17記載の①②の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限り。)</p> <p>に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ・ねずみ食い、虫食い等 	
<p>5 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。</p>	
<p>6 次の損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍(冷蔵)物を保険の対象とする契約に、冷凍(冷蔵)損害補償対象外特約をセットした契約において、冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために保険の対象である冷凍(冷蔵)物に生じた損害。ただし、冷凍(冷蔵)損害補償特約をセットした契約は、同一敷地内での火災による場合に限り損害保険金を支払います。 ・機械、設備・装置を保険の対象とする契約において、汽器(化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除く)、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。)の破裂または爆発によりその機器の外部で生じた破損または爆発による損害およびその機器の外部で生じた火災によりその機器に生じた破損または爆発による損害については除きます。) ・1敷地内あたりの保険金額の合計が10億円以上(他の保険契約を含みます。)の敷地内に所在する保険の対象に生じたテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)による損害または生化学物質による汚損・損傷・破損。 ・直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃等の結果として生じた損害(保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。) 	
<p>7 次のいずれかに生じたP.17記載の②の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のもの)とその収容動産 ・ゴルフネット(ボールを含みます。) ・建築中の屋外設備・装置 ・栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 ・海上に所在する建物とその収容動産および海上に所在する設備・装置 ・屋外にある商品・製品等(原材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材) ・自動車(道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まない。) 	
<p>8 次の損害に対しては、失火見舞費用保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 ・煙損害または臭気付着による損害 	
<p>9 動物、植物等の生物は、生垣を除き、保険の対象にできません。</p>	

基本補償(普通火災保険(一般物件用))

用語のご説明

用語	定義
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

お支払いできない保険金について

保険金をお支払いできない主な場合

以下の内容は、保険金をお支払いできない全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。

1 この特約においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。)を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

2 この特約においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生したP.17記載の③～⑦の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でもP.17記載の③～⑦の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた場合を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この特約において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) (3)以外の放射線照射または放射能汚染

3 この特約においては、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- (2) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- (3) **2**に掲げるいずれかの事由またはP.17記載の①～⑦の事故(④の事故を除きます。)の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- (4) 次のいずれかに該当する者が単独でまたは他人と共謀して行った窃盗、強盗、恐喝、その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ・保険契約者または被保険者の使用人
 - ・保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の同居の親族
 - ・保険の対象の使用または管理を委託された者
- (5) 万引きのほか、次の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害
 - ・保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入
 - ・暴行または脅迫
- (6) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものならびに稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物に生じたP.17記載の⑤～⑦の事故による損害
- (7) 屋外または軒下に設置された自販機等(自動販売機、駐車券発券機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械をいいます。)に生じた損害
- (8) 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害
- (9) 保険の対象である楽器、骨董(とう)または美術品に生じた格落ちの損害
- (10) 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた損害
- (11) 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。)を負うべき損害
- (12) 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- (13) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- (14) ねずみ食い、虫食い等
- (15) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、汚損または臭気付着であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

4 この特約においては、次に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 個人が所有し、かつその者が自ら居住している建物
 - (2) 建築および増築中の建物
 - (3) 組立・据付中の設備・什(じゅう)器等
 - (4) 工事前仮設建物、工事前仮設物、建築用仮工事の対象物
 - (5) 軌道、防油堤その他の土木構築物
 - (6) 棧橋、護岸およびこれに取り付けられた設備・装置
 - (7) 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
 - (8) 船舶および航空機ならびにこれらに定着または装備されている付属品
 - (9) 電車、機関車、客車、貨車等
 - (10) 自動車(道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
 - (11) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ※設備・什(じゅう)器等を保険の対象に含み、P.17記載の④盗難補償をご選択いただいた場合、業務用通貨または業務用預貯金証書に盗難の損害が生じたときは、(11)にかかわらず補償の対象となります。
- (12) 動物、植物等の生物(生垣を除きます。)

追加補償特約(一般物件用)

保険金をお支払いできない主な場合

以下の内容は、保険金をお支払いできない全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。

P.17記載の「⑦不測かつ突発的な事故」によって生じた損害

1 P.17記載の⑦の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- (2) 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ・保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の同居の親族または使用人
 - ・保険の対象の使用または管理を委託された者
- (3) 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- (4) 保険の対象に対する加工・修理・清掃等(建築・増改築・組立・据付等の作業を含みます。)の作業上の過失または技術の拙劣によって、その保険の対象に生じた損害
- (5) 保険の対象である設備・什(じゅう)器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什(じゅう)器等または商品・製品等に生じた損害(加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什(じゅう)器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。)
- (6) 紛失または置き忘れによって生じた損害
- (7) 詐欺または横領によって生じた損害
- (8) 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- (9) 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に生じた場合は除きます。
- (10) 保険の対象のうち、ピアノ、ギターその他の楽器について生じた次の損害
 - ・弦楽器の弦もしくは打楽器の打皮等の振動体(ピアノ線を含みます。)の損傷。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
 - ・音色または音質の変化
- (11) 検品、梱卸の際に発見された数量の不足によって生じた損害(不法に侵入した第三者の盗取によって生じた損害を除きます。)
- (12) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害
- (13) 電力の停止または異常な供給により、商品・製品等のみに生じた損害
- (14) 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して生じた損害
- (15) 保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。

2 P.17記載の⑦の事故によって次に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の対象が商品・製品等である場合は、この規定は適用しません。

- (1) 移動体通信端末機器および携帯型電子機器(注)ならびにこれらの付属品
 - (2) ラジオコントロール模型、ドローンその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - (3) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - (4) ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
- (注)「移動体通信端末機器および携帯型電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

追加補償特約(一般物件用)

施設賠償責任補償特約(普火一般用)

1 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害賠償責任
- (2) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)、騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。)または労働争議によって生じた損害賠償責任
- (4) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた損害賠償責任
- (5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任(放射能汚染または放射線障害に起因する損害賠償責任を含みます。)。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の使用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
- (6) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (7) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (8) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、対象施設内のエレベーター・エスカレーターに積載した他人の財物に対しては、この規定を適用しません。
- (9) 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- (10) 対象施設の改築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- (11) 航空機、自動車(道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車を含みます。)または対象施設外における船舶・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (12) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- (13) 業務の終了後(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。)または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して負担する損害賠償責任。ただし、被保険者が機械、装置または資材を業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- (14) 被保険者の使用人(雇用契約関係の有無を問いません。)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損害賠償責任

お支払いできない保険金について

- (15) 次の業務に起因する損害賠償責任
- ア. 人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
 - イ. 医薬品、医薬部外品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定または投与もしくは使用方法の指示
 - ウ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の施術
 - エ. 美容業務(カット、シャンプー、シェービング、セット、アイパー、コールド・パーマメントウェーブ、アイロン、ヘア・スカルプ、トリートメント等をいいます。)
 - オ. 美容業務(総合パーマメント・ウェーブ、シャンプー、カット、セット、ブロー、ヘア・トリートメント、スカルプ・トリートメント、ヘア・ダイ、婚礼着付、フェイスシャル・トリートメント等をいいます。)
 - カ. ネイルケア(爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、パック、付け爪、角質取り等をいいます。)、ネイルアート等の施術
 - キ. 瘦(そう)身、脱毛、整形等を目的とする施術
- (16) 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任
- (17) 被保険者が建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任
- (18) LPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因する損害賠償責任。なお、LPガス販売業務とは、LPガスの供給ならびにこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充填(てん)および移動等の業務をいい、器具(LPガス容器その他のガス器具をいいます。)の販売・貸与ならびに配管・器具の取付・取替および器具・導管の点検・修理等の作業を含みます。

2 直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- (2) 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性

3 直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 年、日付または時刻のデータまたは情報の処理、変換または置換に関連してコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、集積回路、その他のシステムおよび装置ならびにプログラム(被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。以下この特約において「コンピュータ等」といいます。)に生じた欠陥(一部分の欠陥を含みます。)、誤作動、機能停止ならびに機能喪失(以下この特約において「異常」といいます。)
- (2) 異常の発生を防ぐためもしくは異常の発生に対処するためにコンピュータ等に加えられた訂正、変換、書き換えまたはこれらの試行およびアドバイス(異常の発生の先後を問いません。以下この特約において「修正」といいます。)ならびにこれら修正の誤処置、欠陥、不完全または不履行

4 上記以外の次の場合

- (1) 直接であると間接であるとを問わず、汚染物質の排出等に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出等が急激かつ偶然な場合を除きます。
- (2) (1)のただし書きに該当する場合においても、汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての損失および費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問わず、保険金を支払いません。
- (3) (1)のただし書きの規定にかかわらず、石油物質の対象施設から公共水域(海、河川、湖沼または運河をいいます。以下この特約において同様とします。)への排出等に起因して、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- (4) 石油物質の対象施設からの排出等により公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、補回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等について、支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問わず、保険金を支払いません。

※初期対応費用・訴訟対応費用補償特約(普火・一般用)、見舞金補償特約(普火・一般用)ならびに人格権侵害補償特約(普火・一般用)についても上記 **1** ~ **4** を準用します。

5 上記のほか、人格権侵害補償特約(普火・一般用)については、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償責任
- (2) 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者の使用人の間で行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (4) 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (5) 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- (6) 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

6 上記のほか、見舞金補償特約(普火・一般用)については、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害
 - ・見舞金等を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします。)の故意
 - ・被保険者(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)もしくは被保険者の使用人または見舞金等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為(過失犯を除きます。)または闘争行為
 - ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
 - ・被害者の心神喪失
- (2) 運動競技(その練習を含みます。)、筋力トレーニングまたはエクササイズ(これらを総称して「運動競技等」といいます。)を行っている者がその運動競技等によって生じた身体の障害に起因する損害

保険金をお支払いできない主な場合

以下の内容は、保険金をお支払いできない全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。

この特約においては、P.20「保険金をお支払いできない主な場合」に掲げる事由による損害のほか、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失または次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。

休業損失補償特約

- (1) 万引その他次の行為のいずれもすることなく行われた盗難によって生じた損害
 - ・保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入・暴行または脅迫
- (2) 冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化によって生じた損害。ただし、P.19「保険金をお支払いする場合」の②に該当する事故の場合を除きます。
- (3) 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難による損害
- (4) 風災・雹(ひょう)災・雪災によって、次に掲げる物について生じた損害
 - ・仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のもの)とその収容動産・ゴルフネット(ポールを含みます。)・建築中の屋外設備・装置
 - ・棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置・海上に所在する建物とその収容動産ならびに海上に所在する設備・装置
 - ・屋外にある商品・製品等(原材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材)
- (5) 風、雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害である場合を除きます。
- (6) 国または公共機関による法令等の規制。ただし、P.19「保険金をお支払いする場合」の②・③に該当する事故の場合を除きます。
- (7) 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- (8) 被保険者が営業を行う敷地内に所在する汽器、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等の破裂または爆発によるその機器の損害
- (9) 保険契約者または被保険者が所有等または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害
- (10) 保険期間の開始日(施設が追加された場合は追加された日)の翌日から起算して14日以内に発生したP.19「保険金をお支払いする場合」の③に該当する事故。なお、前契約が当社である継続契約を除きます。
- (11) P.19「保険金をお支払いする場合」の①~③の事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失

この特約においては、次に掲げる損害に対して保険金を支払いません。

商品・製品等盗難危険補償特約

- (1) 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (3) 次のいずれかに該当する者が単独または他人と共謀して行った盗難によって生じた損害
 - ア. 保険契約者または被保険者の使用人
 - イ. 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)と同居の親族
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難によって生じた損害
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難によって生じた損害
- (6) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この特約において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の際における盗難によって生じた損害
- (7) (6)以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難によって生じた損害
- (8) 火災、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、雪災または水災の際における盗難によって生じた損害
- (9) 盗難の際に生じた火災または破裂・爆発による損害
- (10) 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- (11) 盗難発生後60日以内に知ることができなかった盗難による損害
- (12) 万引きその他保険証券記載の収容場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- (13) 次のいずれの者も保険証券記載の収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害。ただし、その不在期間が72時間を超えない場合を除きます。
 - ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
- (14) 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難による損害
- (15) 動物、植物等の生物に生じた損害

補償特約(時価実損) 敷地内屋外設備装置一括

この特約においては、P.20記載の「保険金をお支払いできない主な場合(基本補償(普通火災保険(一般物件用)))」およびP.21、22記載の「保険金をお支払いできない主な場合(追加補償特約(一般物件用))」に掲げる損害のほか、次に掲げる損害または次に掲げる物等に生じた損害に対しても、損害保険金を支払いません。

- (1) 屋外駐車場機械設備の車止装置(ロック板)部分、侵入防止棒(アーム)部分、アーム用ポール部分等に単独に生じた損害
- (2) 事業用屋外設備・装置内に収容されている動産
- (3) ビニール等、布、皮革等の部材を外部に使用して造られた事業用屋外設備・装置
- (4) 太陽光発電設備
- (注) 普通保険約款にP.17記載の①または②の損害保険金を支払わないことが規定された他の特約がセットされている場合、この特約においても同様とします。

店舗賠償責任補償特約

1 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この特約において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

2 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (2) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (3) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (4) 排水または排気(煙を含みます。)によって生じた損害賠償責任
- (5) 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から漏出または溢(いっ)出(溢(あふ))れ出すこと(いいます。)する蒸気、水その他内容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- (6) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- (7) 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- (8) 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売もしくは鑑定または化粧等の美容に起因する損害賠償責任
- (9) エレベーター、エスカレーター、自動車(道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車を含みます。)または施設外における車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (10) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- (11) 業務を完了した後(業務の目的物の引き渡しを要する場合は、引き渡し後)または業務を放棄した後、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- (12) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

3 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- (2) 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性

お支払いできない保険金について

「財物損害リスク」の保険金額の設定について

借家人賠償責任補償特約

保険金をお支払いできない主な場合 以下の内容は、保険金をお支払いできない全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は必ず「普通保険約款および特約集」をご参照ください。

P.19 借家人賠償責任補償特約①の場合

1 借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意
 (2) 被保険者の心神喪失
 (3) 借戸室の改築、増築、取壊し等の工事、ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*2
 (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 (6) 核燃料物質*3もしくは核燃料物質*3によって汚染された物*4の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 (7) (6)以外の放射線照射または放射能汚染
 (8) 環境汚染*5に起因する事故
 (9) (4)から(8)までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ※1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 ※2 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 ※3 使用済燃料を含みます。 ※4 原子核分裂生成物を含みます。 ※5 流出、溢（いっ）出（あふ）れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ借戸室の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

2 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 (2) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

3 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害*に対しては、保険金を支払いません。

(1) 借戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、借戸室の所有者、借戸室の貸主またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 (2) 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 (3) ねずみ食い、虫食い等
 ※P.19の事故が生じた場合は、(1)から(3)までのいずれかに該当する損害に限ります。

4 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

P.19 借家人賠償責任補償特約②の場合

1 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者*2またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 (3) 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害。ただし、借戸室の外側の部分*3が風災・雹（ひょう）災・雪災によって破損し、その破損部分から借戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害については除きます。
 ※1 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 ※2 (1)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 ※3 借戸室の外壁、屋根、開口部等をいいます。

2 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害*1に対しては、保険金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*2
 (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 (3) 核燃料物質*3もしくは核燃料物質*3によって汚染された物*4の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ※1 上記各事由によって発生したP.19の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でもP.19の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 ※2 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 ※3 使用済燃料を含みます。 ※4 原子核分裂生成物を含みます。

3 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害*に対しては、保険金を支払いません。

(1) 借戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 (2) 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 (3) ねずみ食い、虫食い等
 ※P.19の事故が生じた場合は、(1)から(3)までのいずれかに該当する損害に限ります。

4 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

保険の対象	保険の対象の設定単位・保険金額の設定方法
建物	一つの建物を単位に、原則として設定します。 時価額を基準に保険金額を設定する場合、再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額を設定してください。価額協定保険特約または新価保険特約をセットして契約する場合、再調達価額を基準に設定してください。
設備・什器等	一つの建物内に収容される設備・什器等一式を単位に、原則として設定します。 時価額を基準に保険金額を設定する場合、基本的に再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額を設定してください。 新価保険特約をセットして契約する場合、再調達価額を基準に設定してください。
屋外設備・装置等	一基または一団を単位に、原則として設定します。 時価額を基準に保険金額を設定する場合、再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額を設定してください。 新価保険特約をセットして契約する場合、再調達価額を基準に設定してください。
商品・製品等 (貴金属等以外)	一つの建物内に収容される商品・製品等一式を単位に、原則として予想最高在庫価額に相当する額を基準に設定します。

再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築、再作成または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。 保険の対象が貴金属等（貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品をいいます。）である場合には、保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額を、保険の対象が商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）のうち貴金属等以外の物である場合には、再調達価額と保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額のいずれか低い額をいいます。
減価額	再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、再調達価額の50%を限度とします。
保険金額	補償の対象となる事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいい、あらかじめ保険会社とお客さまとの間で定めた金額をいいます。

- 保険金額が評価額より少なすぎたり多すぎたりした場合は、十分な補償が受けられないこと（一部保険）や、保険料の無駄払いとなること（超過保険）がありますので、評価額どおりに設定すること（全部保険）をおすすめします。
- 建物の再調達価額（新価）を算出する方法には、年次別指数法と新築費単価法の2つの方法があります。原則として、年次別指数法を優先し、年次別指数法による評価ができない場合に新築費単価法による評価を行います。詳細な算定方法は、申込書裏面のⅣ.「ご契約いただく火災保険の評価基準・評価額について」の参考資料をご確認ください。